

第5回 区民と区長との懇談会 (仲宿地区)

○日時 平成21年11月13日(金) 18:30~20:30

○会場 仲宿地域センター レクリエーションホール

○出席者 区民(40名) / 区側(18名) = 区長、政策経営部長、施設管理担当部長、総務部長、区民文化部長、産業経済部長、健康生きがい部長、保健所長、福祉部長、子ども家庭部長、資源環境部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、防災課長広聴広報課長、板橋土木事務所長、仲宿地域センター所長

区 長 コ メ ン ト

皆さまこんばんは。今日は金曜日の夜でございまして、仕事の後のお疲れのところ、このように大勢の仲宿地区の皆さまにお集まりいただきました。誠にありがとうございます。皆さまには、日頃から地域の振興あるいは青少年の健全育成、環境美化、交通安全、防犯など、何かとご尽力いただいております。この場をお借りいたしましてあつくお礼を申し上げます。ありがとうございます。さて、今日の懇談会でございますが、この地域の課題、あるいは板橋区政に係わるいろいろな問題があるかと思えますけれども、私が常々申し上げております、自分達の地域は自分達で守る、自分達で作っていくという主旨を実現するためには、板橋区の職員を含め、地域の方との連携が大変重要になってまいります。また、情報の公開あるいは区民参加、行政評価、こういうものも十分に機能させながら今後とも区政を進めることが大変重要であると考えているところでもございます。そういう観点から、より開かれた区政、信頼される区政を目指しまして今、頑張っているところでございます。今日はそういう主旨のもとで、地域の様々な課題につきまして、地域が集まる中で、解決についてもお話し合いをしたいと思っております。短い時間ではございますけれども、皆さま方のご協力をいただきながらより良い時間が過ごせますようにと思っております。ご協力をよろしく願います。今日は大変お疲れのところ誠にありがとうございます。

区 民 文 化 部 関 係

○郷土資料館の新設について

現在の資料館は交通の便等が悪く来訪者が少ない。区役所近隣に郷土資料館第2号館の新設をお願いしたい。

回答(区長) お話の中にありましたように、平成3年度に板橋区総合実施計画として「中山道、川越街道及びその宿場を中心テーマとし、板橋の都市化の歴史・文化を解明する教育機関としての歴史民俗資料館(仮称)」の新設がございました。用地取得等の困難により中止になったという経緯がございます。しかしながら板橋区の宿場町、また赤塚とは違った歴史を持つ地域でもございます。これから益々この地域、また区のためにも大変重要であると私も認識するところでございますが、現在、いたばし観光センター(板橋地域センター1階フロアの一画)に板橋宿に関する展示を行っておりまして、観光ボランティアの皆さまのご協力によりまして説明・案内を行っていますが、利用者の関心も高く大変多くの方のご来館をいただいております。また、更にもっと充実した展示を望む声も大変多くいただいているところでございますが、場所をどこにするかという大きな問題もございまして、財政状況、地域の皆さま方のご意見も踏まえ、今後どのような方策がとれるか十分に検討してまいりたいと考えてございます。平成17年の板橋地域センター開設時に、1階フロアの一画にいたばし観光センターを設け、宿場に関する展示を行い観光PRの場としているところですが、観光センターの運営はくらしと観光課が行っており、展示物・展示パネルは郷土資料館のものが大変多くございます。地域センターの一部分使用のため展示空間が狭く、自由な展示ができないという課題もございましてけれど

も、観光ボランティアの皆さま方の活動によって、板橋宿の紹介は大変充実して実施されている施設として利用されております。今後とも十分に検討してまいりたいと思っております。

## 健康生きがい部関係

### ○健診関係の印刷物について

国保特定健診、後期高齢者医療健診・区民一般健診問診票の「同意書」の印刷の文字が薄くて読みづらい。65才からの元気力健診のものと見比べていただきたい。

回答（区長） わかりやすい行政サービスのあり方につきまして、大変貴重なご意見をいただきましたことにお礼を申し上げます。この用紙を見ますと私も見にくいですね。こういうところからやはり変えていかなければならないと実感したところがございます。今後こういうところを一つひとつ変更しながら、より親切な行政、わかりやすい行政を進めていこうと決意したところでもございます。平成20年度から特定健診・後期高齢者医療健診の制度が始まりまして、各種健診の帳票を共通で使えるよう調整したものでございますが、ご指摘の問診票につきましては、個人情報の活用の「同意書」を組み込んだものになっておりまして、65歳からの元気力健診のものと見比べると、確かに薄くて読みづらいと思われま。来年度の印刷物から見やすいものとするよう善処することをお誓い申し上げます。担当の健康生きがい部長から決意を申し上げたいと思います。

（健康生きがい部長） 来年度は紙を大きくして必ず見やすいようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

## 資源環境部・土木部関係

### ○仲宿商店街について

- 1 買い物客が多く高齢者も多いため、常時、禁煙地区とするようお願いしたい。
- 2 トラック通行時の振動を減らすため、レンガブロックからコンクリート舗装にするようお願いしたい。
- 3 歩行者の迷惑になるので、商品を店舗の敷地内に納めるように指導していただきたい。

回答（区長） 板橋区では、エコポリス板橋クリーン条例により、現在8地区を「路上禁煙地区」に指定しております。「路上禁煙地区」は、通勤通学等乗降客の多い駅周辺と、買い物等で人混みの多い商店街を一体で指定し、ポイ捨て防止と火傷などの危険を回避する観点から、終日禁煙にしているものでございます。仲宿商店街につきましても、板橋区役所前駅と一体で考えることになるとは思いますが、新たな「路上禁煙地区」の指定拡大につきましては、様々な地域の方からのご要望もございまして、区全体で総合的に検討している商店街での迷惑喫煙防止として、商店街連合会との連携、協力のもと推進していきたいと考えてございます。

それから2点目ですが、仲宿商店街通りの舗装につきましては、ブロックのがたつきや凹凸がありまして、改修の時期に来ていると判断しております。今後、町会、商店街の皆さまと調整し、施工時期及び表層の材質について検討していきたいと考えてございます。また、町会さんや商店街さんとお話し合いをしていく中で応急対策が必要なところにつきましては、適宜対応していきたいと考えてございます。

3点目でございますけれども、道路への商品の突き出しは、歩行者や自転車の通行に大変迷惑であり、また危険を伴うものであると考えております。ご要望を受け止めまして、今後警察の協力の下、突き出し商品の撤去を指導してまいりたいと思います。詳細は土木部長から申し上げます。

（土木部長） 2点目の問題につきましては区長が申し上げましたとおり、直ぐにでも補修しなければならないところがございますので、それについては早急に適切に対処してまいりたいと思います。また全

面的な改修も必要と考えてございますので、どのような施工をするのか今後地域の皆さま、商店街の皆さまと相談させていただきたいと考えてございます。

3点目ですが、商品を突き出したり、道路に看板を出すというのは、私ども道路の不正使用というふうに呼んでございますけれども、板橋区では年2回、全ての商店街、100くらいの団体がありますが、交通安全運動に合わせて道路不正使用の撲滅を訴える文書でお願いをしております。また実際に警察署と協力して、パトロール中発見した悪質なモノ、及び通報をいただいた店舗には個別に注意や指導をしているところでございます。また、仲宿商店街につきましてはこのようなお話をいただきましたので、今後、板橋警察署と相談させていただきまして、パトロールの実施について調整をしてみたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 都市整備部・危機管理室・土木部関係

### ○養育院前交番について

板橋キャンパス再編整備事業に伴い、養育院前交番は存続するか。また、病院の跡に高齢者用マンションができるとの噂があるが実際にはどうか。

回答（区長） 警視庁（板橋警察署）では、養育院前交番の移転計画を持っていないと聞いています。また、区においても再編整備事業に伴う現在地からの変更要望をしておりません。板橋キャンパス再編整備計画の中で手続きが進行しているのは、栄町用地の南西部分に当たる「地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター」の新センター建設です。区では、大山のまちづくりの観点から要望を挙げ、地方独立行政法人や東京都福祉保健局と協議を進めています。養育院前交番の敷地は、独立行政法人の土地ではなく警視庁所管であり、新センターの建設用地から除かれているため、交番に関する協議はしていません。なお、東京都（福祉保健局、板橋警察署）からは、再編整備事業に伴い、交番の移設や撤去等を行う計画があるとは聞いておりませんし、区としても、そのような要望はしていません。キャンパス全体の話につきまして、都市整備部長からお話させていただきます。

（都市整備部長） 全体的な再編整備のお話をさせていただきます。栄町の用地につきましては約5万平方メートルでございます。今あがっています健康長寿医療センターゾーンが1万9千ほどで、5分の2くらいの規模の中で計画されるということでございます。残りの部分につきましては今現在の構想では、中央部分に緑化広場ゾーンが考えられておまして、残りの5分の1程度に高齢者の福祉ゾーンというのが考えられてございます。この福祉ゾーンにつきましては、民設民営による高齢者福祉施設等を検討するというところでございます。今後、東京都がいろいろ検討しまして、今の予定でいきますと、26年ぐらいに公募などをして、民間の事業者と話を進めるということでございます。

（危機管理室長） 交番の話が出ましたので少し補足をさせていただきます。あの交番は養育院前交番と言いますが、警察に確認したところ、今年に入ってから8月の末までに200件近くの犯罪が発生しているという報告を受けました。60件近くが自転車の盗難、その他に空き巣のような犯罪も発生していますし、車上狙いが割りと増えているという報告もあります。最近、この地区だけではないのですが、ひったくりが大変増えておりますので是非、皆さまにご注意いただきたいと思います。最近のひったくりはバイクで後ろからそと近づいて追い抜きざまに自転車のかごからバッグを奪ったり、持っているバッグを奪ったりというのがありますので、自転車のかごにガードをしていただくとか、道を歩く時にはバッグは住宅側の方に持つという工夫も是非お願いしたいと思っています。統計上は区内でも駅の近くでひったくりが多いというふうに数字が出ています。この地区はちょっと離れてはいますが大山駅ですとか、板橋区役所前駅に近いという状況がありますけれども、比較的ひったくりは少ないです。私どもが考えているところでは、おそらく大山の商店街はハッピーロードも遊座も防犯カメ

ラがついています。そんなことがあって割りと少ないのではないかと考えております。いずれにしても、私どもとしても交番は是非とも必要だと考えているところでございます。警察からもそういう返事を受けておりますので、地域の皆さまにはご安心いただきたいと思います。もう一つ付け加えさせていただきますが、一時は減った振り込め詐欺がまた増えてきているようでございます。今年は定額給付金の支給もあって、かなり還付金詐欺というような新しい手口も増えてきているようでございます。電話で区の名をかたってお金を還付することは絶対ありませんので、もし、知り合いあるいはお年寄りの世帯でそのような話がありましたら、絶対ないということだけお伝えいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○石神井川について

- 1 景観形成重点地区説明会に参加した。「今後のスケジュール」において、更に関連部署（土木・環境など）との連携を図っていただきたい。
- 2 犬のふんについての条例があるなら、遊歩道となっている石神井川緑道において施行していただきたい。

回答(区長) 言うまでもなく石神井川の景観、石神井川と板橋のある仲宿地域、これは二つとも板橋を代表するシンボルでもあります。板橋は石神井川に掛かる橋でもありますけれども、板橋区の名前の発祥でもあり、桜の木は板橋の景観を代表するものの一つでもあります。景観計画は、良好な景観の形成のため、建築物の建築等の規制誘導や河川など景観上重要な公共施設の整備などに取り組んでいくものです。この計画を策定するに当たりまして、また、策定後の運用に際しましても、規制誘導に関連する部署や、道路、河川、公園などの公共施設管理者である国、都、区役所内の関連部署の連携を密に図りながら協議を進めていくことが必要不可欠であると考えております。今後とも当然ながら区民の皆さまとも連携を図りながら取り組んでまいります。

そして犬のふんについてのご質問ですが、板橋区ではエコポリス板橋クリーン条例で犬のふんの放置を禁止してはいますがマナーの問題であると考えておりまして、基本的には条例で一律に規制するものではないため、現在罰則の対象とはしておりません。今までも、飼い主が判明した場合には保健所から注意指導などを行うほか、飼い主の注意啓発を広報いたばしやホームページなどを利用して行っていますが、今後も粘り強く続けていきたいと考えてございます。

(都市整備部長) 板橋区では区内全域において景観計画の策定に取り組んでいるところでございます。その中で重点的に取り組むエリアの一つとして、北区境から下頭橋までの区間を、石神井川軸景観形成重点地区として考えていきたいということで、懇談会を8月に開催させていただきまして貴重なご意見を頂いているところでございます。石神井川沿いの桜並木は多くの区民が大切な景観と考えており、板橋十景にも選ばれる区を代表する景観であると考えてございます。石神井川軸景観形成重点地区では、建築物を新築する際などに、この地区特性に沿ったよりきめ細やかな景観ルールにより、良好な景観の形成を図っていききたいと考えております。現在、景観計画の策定に向けまして庁内で横断的な検討会を開催し、皆さまからいただいたご意見にどう対応していくかということも含めて関係部署との連携を図りながら、取り組んでいるところでございます。

(資源環境部長) 先ほど、路上禁煙地区についてのご質問がございましたけれども、実は同じエコポリス板橋クリーン条例の中で、犬のふんについても規定してございます。第12条に「区民等は道路、公園、広場その他の公共の場所を歩行中または自転車に乗車中に喫煙をしないように努めなければならない」と喫煙者の責務を定めると共に、第14条におきまして「路上禁煙地区を区長が指定する」という条文がございまして、そして第13条に「禁止行為」という文章がございまして、第3項に「犬の

飼い主又は管理者は、公共の場所等に犬のふんを放置してはならない」と定めてございます。これにつきましては区長も申しあげましたように、マナーによるところが大きいのではないかというふうに思いますので、今後とも資源環境部としてはその啓発に努めてまいりたいと思っております。どうぞご協力をお願いいたします。

(土木部長) 条例で一律に規制したり、マナーの向上を図っていくというのは資源環境部長のほうから申しあげたとおりでございます。それでも残念な事にふんがあるような場合には、それを注意する看板を設置させていただきたいと思っております。これは今、緑道の話でございますけれども、一般の道路であっても管理者でございますので土木部のほうで、注意の看板を貼り出したいと考えてございます。

#### ○豊島病院周辺について

- 1 豊島病院通りを運行する路線バスに対し、時速 30 kmの制限速度を守るよう指導していただきたい。振動が非常に厳しく地震のような状態である。
- 2 栄町 2 7 番地にバイクや自転車が放置してある。駐輪できないようにしていただきたい。

回答(区長) 豊島病院通りは、中山道と川越街道を結ぶ道路で交通量が多い通りでございます。安全運行だけでなく振動防止のためにも、バス事業者に法定速度の徹底を再度要請してまいりたいと思っております。また、ご指摘の栄町 2 7 番地の件につきましては、豊島病院の敷地であり、病院側が管理するいわゆる「自主管理歩道」となっております。したがって放置自転車やバイクにつきましても、豊島病院側に管理責任があるものでございます。区民の方の通行の支障となっている現状を考えると、区側も看板設置等を行っておりますが、そういうことも含めまして、更に放置防止に取り組んでいきたいと考えてございます。

(都市整備部長) お話にありましたように、豊島病院通りの制限速度は 30km/h となっております。ここを通行しているバス路線ですけれども、赤羽駅西口ー豊島病院ー池袋駅東口の赤 51 路線と、赤羽駅西口ー日大病院の赤 57 路線、赤羽車庫ー豊島病院ー池袋駅東口の赤 97 路線の 3 路線ございまして、いずれも国際興業のバス路線となっております。バスの通行量はどうかと言いますと、豊島病院停留所で見ると平日が 206 便/日、土曜日 172 便/日、日曜日 168 便/日となっております。この通りは商店街に面していて、更に、豊島病院の周辺を除いて歩道が設置されていないというようなこともありまして、商店街あるいは民家の前を直接バスが通るという状況になっております。国際興業に確認しましたところ、法定速度の遵守はバス事業者として運転士に何より徹底していただいております。ありましたけれども、再度、運転士に対して指導を徹底していくというお答えをいただいております。また振動につきましては、道路の舗装が劣化したりわだちができて起こるケースもございます。平成 19 年には地域の方から苦情がありまして、土木部で路面の補修を行っている状況です。

(土木部長) 放置自転車について補足して説明させていただきます。区長が申しあげましたとおり、歩道になっているところが豊島病院の敷地で、車道が板橋区道となっております。病院と協力しないという状況になってしまいますので共同して実施しなければならないということがございます。そのためにこのお話がありましてから早速豊島病院とも協議いたしまして、一般的に放置自転車に付けている警告札も取り付けたところでございます。またバイクにつきましては、道路交通法上の駐車違反という取り締まりもできますので板橋警察署にも協力を依頼しまして、警察署でも実際に現地を見に行っているところでございます。また豊島病院も、注意書きを現地に掲示しております。それでもなかなか解決しないじゃないかというご指摘でございますが、粘り強く続けまして少しでも減らせるよう、今後必要な対策を随時とってまいりたいと思っております。

## 土 木 部 関 係

### ○安全な通学路について

朝、稲荷台の交差点（稲荷台1番と2番の間）の交通量が多く、一時停止しない車両が多い。近くには学校もあり危険なので、予告信号などを設置し安全な通学路にしていきたい。

回答（区長） ご指摘の箇所の安全対策のための信号設置などの対策について、交通管理者である所轄の板橋警察署に現場の状況やご意見を伝えたと、信号につきましてはもう1ヵ所が近いために設置は困難であるとのことでございましたが、パトロールや取締りの強化を実施するとの回答をいただいております。区といたしましても、更に、安全性が高まるよう対応策について今後とも十分に検討していきたいと考えてございます。詳細につきましては土木部長から説明させていただきます。

（土木部長） 区長から申し上げましたように板橋警察署に相談いたしました。警察の見解としましては、ご指摘の箇所には既にオーバーハング（吊り下げ型）の大型標識も設置されていることから、これ以上の方策はなかなか難しいということでした。区としましては、自動車などの運転手に対して一時停止の遵守や注意を喚起するために、注意看板など表示物の設置といった方法につきまして検討したいと考えております。

### ○山中児童遊園について

週に何回か、露天商の方（たこ焼き屋）が公園内の水道で調理の仕込みや洗い物をしている。また、不要な物も捨てていく。行政指導などで取り締まりをしていただきたい。

回答（区長） 公園内の手洗いや水飲みは一般的には公園利用者のための施設でございます。また、家庭や営業用のごみを投棄する行為につきましては法律に違反するものでもございますので、発見次第、指導を行っていきたく思います。

（土木部長） お話をいただいてから公園事務所職員が巡回を強化し、現場を発見しようと努めているのですが、実際にお話のような調理の仕込みをしている現場には遭遇できておりません。しかし排水溝で洗ったものの残骸などを確認したと聞いております。そこで早速現地には、公園利用以外での水道の利用を禁止する表示板を取り付けたところでございます。今後とも警備員によるパトロールも含めまして指導の機会をつくってまいります。改善が見られない場合には蛇口の改造なども検討していきたいと考えてございます。

### ○大山公園について

昼にお弁当を食べて、ごみを持ち帰らない方がいる。ごみ箱を設置していただけないか。公園清掃はどうなっているか。

回答（区長） 大山公園の清掃につきましては、週2回の通常清掃のほか、粗大ごみなどの不法投棄を発見した場合には、随時、処理を行っているところでございます。お弁当・お菓子類の包装や家庭ごみの投棄については、大山公園に限らず多くの区立公園で対策に苦慮しているところでございます。基本的にはマナーの問題でもありますが、清掃などの処理では解決が難しいため、マナー標識の設置や警備員によるパトロールにより意識啓発を実施しているところです。現場に行きまして対応を考えてもらいました土木部長からその内容について説明させていただきます。

（土木部長） ごみの散乱が多い場所には、マナーアップの標識を設置しております。大山公園につきましては実は平成17年度に地元の方とお話した上でごみ箱を撤去した経緯がございます。もともとはこの公園にもごみ箱があったのですけれども、残念なことに家庭ごみを朝出かける時に入れていってしまうということがたくさん見られたために私どもではごみ箱を撤去しており、今でも毎年何ヵ所か

づつ撤去を進めてございます。これによって少しづつごみの量が減ってきてはいるのですが、今ご指摘いただきましたように大山公園につきましては近隣にコンビニができるなど状況も変化してございます。ごみ箱のあり方につきましても見直しを行うことは可能ですので、今後お話をさせていただいてどのようなごみ箱にするのか、置くのか置かないのかも含めて相談をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

#### ○放置自転車について

放置自転車が敷地内に多数あるため通行の邪魔になっている。ステッカー貼付などの一時的な対応をとっているが、強力な対応策はないか。

回答(区長) 板橋区におきましては、区道などにおける放置自転車に対しては注意札の貼り付けや注意看板の設置、あるいはバリケードやカラーコーンを設置して自転車を置けなくするといった対策を実施しております。ご質問の社宅敷地内の自主管理歩道上の放置自転車に対しましても、状況に応じてこういった対策が考えられると思います。区の土木部交通安全課と具体的に協議していただきたいと思っております。土木部長から説明させていただきます。

(土木部長) マンションの敷地と道路側が協力しないとこの問題は解決できないと思ってございます。今後相談させていただきながら進めたいと思っておりますが、具体的には先ほどからお話しておりますように、看板を立てるとか警告札を取り付けるなどが考えられます。警告札なども区で提供できますので、土木部交通安全課のほうに協議をしていただきたいと思っております。またもう一点、帝京病院の患者さんの自転車ではないかということなのですが、現地を調べましたところ、通院患者さんの自転車と思われるものもございました。帝京病院は地下に駐輪場があるということで、遠回りになってしまうということかと思っておりますが、できるだけ病院内の駐輪場が使われるように、病院にも何か看板を出すなど周知してもらおうよう協議をしてみたいと思っております。

## 第 2 部

(司会) 自由質問に入る前に、町会・自治会活動のほかにも地域で活動されている方がいらっしゃいます。せっかくの機会でございますので、是非取り組みの様子をお聞かせいただけたらと思います。スクールガードでのご尽力についてお話をお願いいたします。

(スクールガードについて) 私どもは平成 18 年度よりスクールガード、それ以前に子ども見守り隊を行っております。主に板橋第一小学校の子ども達を見守っているのですが、第一小学校では子ども見守り隊が 41 名、スクールガードが 14 名で毎日の登下校の子ども達の安全を図っております。そして各町会におきましては安全パトロール等も行っております。平成 20 年度より放課後子ども教室というものが始まりまして、帰りの時間がまちまちになりました。今までは大体授業が終わると一緒に帰ってきたのですが、夕方まで校庭で遊んで良いということで、下校の時間がばらばらになります。皆さんおっしゃっていますがなかなか難しいのが現状です。それと板橋第一小学校では年 3 回見守り隊とスクールガードが学校に集まりまして各町会の意見交換をし、その後校庭に集まりまして、自己紹介をして子ども達に私達の顔を覚えてもらい、班ごとに分かれて集団下校をしております。また年 1 回、セイフティー教室というものを実施しております。これは体育館に子ども達、PTAのお母さん、お父さん、板橋警察の生活安全課の方に来ていただいて防犯ビデオ、あるいは犯罪に遭わないような話、安全のために何をしたら良いかというような説明を受け、その後、PTAのお母さんや、校長先生、副校長先生、警察の方、スクールガードがその場で意見交換を行うというものです。以上です。

(区長) 日頃から、町会活動、子ども達の見守りにご尽力をいただき、まことにありがとうございます。

早速平成 18 年からスクールガードが 14 名、それ以前から見守り隊ということで 41 名、大変多くの方に参加いただいていることに私も驚いております。特に板橋第一小学校の毎日の登下校の見守り、町会の皆さま方の安全パトロールにもお礼を申し上げます。平成 19 年から始まりました放課後子ども教室の関係で下校時刻がまちまちになり、見守り隊が非常にやりにくいということでもございまして、地域の方にいろいろと困難が出ているようです。何か良い方法、解決策はないかということも課題として一考するところであると思った次第です。また、年 3 回、自己紹介をして子ども達と顔合わせ会をし、通学路を一緒に帰るといったこともやっただけという事で、顔と顔が繋がる地域ならではの安全活動に対し、本当に素晴らしい事だと思っております。これからは是非この活動を続けていただければと思いますし、多くの子ども達や親御さんにとりましても大変大きな安心感ではないかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。皆さま方の取り組みに感謝いたします。

(教育委員会事務局次長) 本当にありがとうございます。放課後子ども教室は、私どもの意図としては放課後を子ども達が安全に遊べる場所を確保しようということ、それなら校庭で遊んで帰ってもらおうということから始めました。その結果として、ご指摘のように下校時間が大分ずれてくるということがございます。これについては今後どのようにすれば良いか考えていかなければいけないと思っております。ただ教育委員会からすると、平成 23 年度頃から学校の教育課程が大分変わる予定でして、1 年生でも毎日 5 時間授業になるということ、遊べる時間は詰まってくるのではないかと気がしています。子ども達が安全に遊べる放課後を過ごさせたいということで考えた事業でございますので、皆さま方にもご理解いただきながら、私どももすべきことに努めていきたいと思っております。本当にありがとうございます。

(司会) それでは続きまして、青少年健全育成についてお話をいただけますでしょうか。

(青少年健全育成について) 青少年委員としまして今年でまる 10 年務めさせていただきまして、この地域で小学校区に 1 名ということで 3 名でやっております。主な活動はジュニアリーダーの育成ということで、対象が小学校 4 年生から高校生まで、高校生から大学を卒業するまでについては顧問として後輩の指導に残っていただいています。活動内容としましては体育指導員の方と私ども青少年委員と各町会の青少年部長さんと青健実行委員会を構成し、各町会の皆さんの協力もいただきながら青健事業をこなしています。ほとんどは青健事業への協力ということなのですが、とりわけ夏のキャンプにつきましては早い時期から児童館の協力も得ながら練習を重ね、キャンプファイヤーやいろいろな行事をジュニアリーダーが仕切ってもらえるようになるまで育て上げるということで、今度の 11 月 29 日には青健のドッジボール大会、また地区の運動会においても主体的に活動していただいているということになっております。現在登録人数は 41 名ですが、今顧問が、大学を卒業した後に行く場所がなくて、まちで育てていただきたいというのはあるのですが、よその行政ではそういう受け入れ先があるということなので、板橋区も一つくらいはあると聞いていますが、是非 20 代、30 代の行き場所を考えていただきたいと思っております。それから関連で、夏に野球大会というのがありますが、東板橋公園を使わせていただいています。整備されていて使いやすいのですが、外野に行くと石がいっぱい出ています。私も先にグラウンド整備をして大きな石を取り除いてから砂を入れたりしているのですが、できれば外野部分の石を掘るなり砂を補充していただくなり、是非、お金があれば外野だけでも人工芝にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

(区長) 青少年委員として大変長らくご尽力いただいております。あつくお礼を申し上げます。少ない人数で大変忙しい面があるのではないかと思います。私も実は 1 年間青少年委員をやったことがあるのですが、毎週子ども達に出席してもらうには電話をかけるなどのコンタクトが必要で、大変ご苦労があるのではないかと思います。しかし、小学校 4 年生から高校生まで、多感な時期に自分の兄弟と

は別に、また学校とは別に縦割りで係わりを持つというのは大変重要でありまして、そういう中で得た人間関係というものは非常に良いものがあるのではないかと思います。その係わりを持ったお子さんが次は顧問ということで大学生や大人になった時に、大変地域に大きな力となって帰ってくるという、そういう素晴らしい循環があるのではないかと思います、このジュニアリーダーの育成というものはこれからも是非町会の皆さまにも協力をいただきながら、発展的に拡大することを心から念願するところです。1点ご指摘いただきました東板橋公園の野球場の整備の件ですが、すべて土のグラウンドでございますのでどうしても風で地面の中の石が出てくるという状況があると思います。確認して危険がないよう、時期をとらえ、その際にもご意見を賜りながら整備を進めたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

(教育委員会事務局次長) 青少年委員活動、本当にありがとうございます。地区の青健活動の中核を担っていただいていると思っています。今、野球の話が出たので少し話をさせていただきたいのですけれども、私も少年野球の地区大会をいくつか回って見させていただきました。最終的には親睦大会ということですが、今年は小学生の決勝戦はエラーがゼロで、満塁のスライズで1対0になりましてとても感動しましたが、実はここに至る過程で、地域において、練習の声がうるさい、朝早いから何とかしてくれというようなことお聞きします。教育委員会としては申し訳ありませんと言いつつも、できるだけ注意するよう言いますので、子ども達の健全な育成のためにご理解くださいとお願いをしています。この場をお借りして、ご迷惑をお掛けするかもしれませんが、度が過ぎたことについては私どもも一生懸命に指導しますので、皆さまには是非、子ども達がこんなふう頑張っているということ地域の中で広げていただければありがたいと思っております。そして夏のキャンプの話をお聞きしました。学校で移動教室の引率をするだけでも大変なのに、地域の皆さまがジュニアリーダーを中心として子ども達を連れて行っていただけるということで、大変貴重な経験を与えていただき本当に感謝申し上げます。過ぎたお願いかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

(区民文化部長) 東板橋公園の野球場につきましてご要望をいただきました。早速施設の管理者、今は指定管理者になっておりますが、連絡をとりまして十分に現場を確認、調査いたします。人工芝の話も出ましたが、野球場の性格というものもありますし、他の施設の整備計画との関連、あるいは財政状況等もありますので、将来どうするのかということも含めまして、現場の管理者とも調整をしていきたいと思っております。

(司会) それでは、まだ少々お時間がございますので、第1部でのご質問、ご意見の他に何かございませうでしょうか。

(参加者) 先ほど資料館の話が出ましたが、資料館に行くのにどれくらい時間が掛かって、そして実際にご覧になった方が何人いるかお聞きしたいと思うのですが、私はタウンモニターをしておりましてその資料が届いたのですが、その資料の中に、他の地域でも資料館の問題を出しております。区長への手紙で、植村冒険館にもほとんど人が見に行っていない、美術館についてもバス3台で行ったけれども遠くてなかなか見られないと。その回答として膨大な費用が掛かるので他の所に造ることはできないとなっています。それから平成20年11月の区民と区長との懇談会でも区長からの回答が載っております。今、マンションが多くなって、若い人達の郷土愛に対する感覚がありません。是非資料館を造っていただきたいと区長に手紙を出しております。区長から、板橋区は行政改革が全国第2位で23区の中では第1位であると返事をいただいておりますので、是非、先ほどから言っておりますが資料館を造ることを真剣に考えていただきたいと思っております。それと、この資料によりますと、近い将来改装をするということで、この費用を含めると何とか新しいものができるのではないかと、できれば巢鴨のお地藏さんのように板橋の商店街を、資料館をもって沢山の方に来ていただきたいと思っております。

で、是非、もう少し腰を入れたお返事を区長からいただけるとありがたいと思っております。それと資料館は団体、個人を含め年間5万1千人の入館者があるというのですが、これもお調べいただいておりますでしょうか。

(区長) タウンモニターとして区政全般をよく見ていただき、改善を要する部分につきましても区民を代表してご意見をいただいた訳でもございまして、その点につきまして心からお礼を申し上げたいと思っております。この郷土資料館の板橋地区での必要性でございますが、言うまでもなく、平成3年に検討した際にも十分に必要性を理解しながら計画したところでもございます。そういった観点は今も変わっていないつもりでございますし、当然赤塚には赤塚の、板橋には板橋の魅力がございます。いろいろな魅力をネットワークで繋げながら、自分達のまちの誇りというものを感じていただけるような、そのようなまちづくりに是非ともしたいと思っております。残念ながら適地の選定、計画の具体的なお答えは今すぐにはできませんが、郷土に対する愛着、歴史の理解、文化の振興発展、こういう観点から是非とも皆さま方と共に活動しながら資料館の建設というものに繋げていきたいと、そのように考えておきますので、是非諦めずにこれまで以上にご支援をいただければと思います。具体的なことにつきましては、いろいろな会を通じ、機会を設け、また、時を見ながら確実に実行してまいりたいと考えてございますので、よろしくご支援の程お願い致します。

(区民文化部長) 郷土資料館の年間利用者数が20年度では57,376人、ちなみに美術館が52,384人ということでございまして、確かに地下鉄、東武東上線どちらの駅からもちょっと遠いのはご指摘の通りでございます。ただ一方ではあそこならではの豊かな自然というものを背景に、例えば美術館のギャラリーに立っていただきますと豊かな緑を背景に、いろいろなイベントを行ったりしております。来館者数についてですが、そういうハンデを負いながらも、私どもとしましては精一杯工夫をさせていただきまして、例えば美術館で言いますと先だって「英一蝶」という画家の「一蝶リターンズ」ということで開催させていただいて、これはテレビ、マスコミに取り上げられて1万人を超す利用者をいただきます、内容で勝負したいというような面もございます。そして資料館につきましても日本あるいは西洋の甲冑を展示しまして、これもマスコミに取り上げられるというようなことがございました。それから先ほど観光センターの件も出ておりましたけれども、確かにいろいろな面はありますが、くらしと観光課でもこの観光センターのスペース、あるいは展示について充実工夫はできないかということで今検討をしていると聞いておりますので、私どももその検討の中に加わらせていただいて、板橋宿を活かしたより良いものができればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(参加者) 生活保護について伺います。板橋区的生活保護は東京都でも上位を占めていると聞いておりますが、この生活保護の基準はどういう基準なのかということと、いつ頃決めたものなのか、またそれは変化するものなのか、改善する予定はあるのでしょうか。いくつか疑問点があるものですからお尋ねさせていただきます。

(福祉部長) 今、生活が厳しいということで板橋区だけではなく東京、また全国的にも生活保護を受ける方が増えております。板橋区におきましては1万世帯を超えておまして、人数ですと1万5千人前後ですけれども、23区の中では人数で2位、率では3位という形でございまして非常に上位ということはその通りでございます。基準につきましては、元は憲法25条の最低生活保障ということになる訳ですけれども、具体的な基準、額につきましては社会経済状況を勘案しながら国で決めておまして、正確な時期が、数字がないので今お答えできないのですが、ここ5年10年くらいはそれほど変わってございません。今後につきましては社会保障制度をどうするか、セイフティーネットのあり方ということで公的年金の水準、あるいは最低賃金の問題もございまして、政権も変わってその辺との比較でどうなのかということということで大きな議論になっております。そういったところで諸外国と

の比較、国の社会保障政策を今後どうするかというところで変わってまいりますものですから、区でそれをどうこうというのはなかなか難しい話でございますけれども、全国的なところで議論しながら決めていくのかと思います。ちなみに予算的なものを申し上げますと、生活保護に掛かる経費の内の4分の3が国費で4分の1が区費でございます。住所不定の場合は東京都が4分の1、国が4分の3を負担するという形でございます、年間予算でございますと250億円ほどでございます。非常に大きな金額なのですが、生活保護を受ける方々は止むを得ず受ける方も多い訳ですし、お年寄りの方が多いですが、体を悪くして働けなくなったとか、若い方も最近増えておりまして自立に向けて何とかサポートできるようにということでいろいろな策を取ってございます。ハローワークなどとも協力し、プログラムを作りながら就労だけではなく日常生活や社会生活も自立できるようにということを進めております。福祉事務所3所ございまして職員も日々取組みながら頑張っておりますが、なかなか厳しい状況もございます。いろいろなご批判も聞いておりますが、職員共々生活保護の適正化あるいはそれを有効に使えるよう、これからも進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(参加者) 急な質問なので恐縮ですが、今、5年10年変わっていないと言われたようですが、5年と10年ではえらい違いです。しかも今現在は情勢が凄く変わっております。お話の中にも出てきましたようにそういう状況下ですから是非見直しを大至急やっていただきたいと思います。聞くところによりますと、お金が入金されるとまずはパチンコへ行くとか、いろいろなことを聞く機会があります。趣味や娯楽を奪うつもりはございませんが、今、若い人達で一日置きにしか食事ができないくらい困っている人達が大変大勢いると思います。実際に身近にもおりますが、若い人達がそういう状況です。ところが前から受けている方々が悠々と生活なさっているやに見受けられることもあります。是非、見直しをしていただきたい。そう思います。

(参加者) 行政効率の件で質問させていただきます。3~4年前に区民税の還付をお願いしたところ、申請してから振込みまで2ヶ月掛かりました。このコンピューターの時代になぜ2ヶ月掛かるのかと。国は確か1か月以内で還付されたかと思えます。ITの時代に非常に行政効率が悪いのではないかと感じます。現時点ではどうなっているか確認をお願いいたします。

(総務部長) 大変ご不快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。状況がわからないので詳細な説明はできませんが、今後、そういったことがないようにさせていただきますけれども、何らかの事情があったのではないかと、決して職員の怠慢によってそういうことになったのではないと私は信じているのですが、そういう申請をいただいた時には速やかに事務処理をするよう改めて私から納税課の職員に周知徹底させていただきますので、どうぞ今回はご理解をお願いしたいと思います。

(参加者) 認識が少し違っているかと思えます。これは規程でそうなっていると、職員の方のミスではなくて区の組織としての規程で2ヶ月掛かっていますとはっきり明言されていますので、事実誤認されているのではないかと思えます。

(総務部長) わかりました、いずれにいたしましても、何年か前とおっしゃいましたけれども、どのような案件でどうお答えしたのかは調査すればわかると思いますので、改めて調査をさせていただきたいと思えます。今この場ではお答えできませんが、調査の結果については改めてお知らせできるようにいたします。今日はお預かりをして帰りますのでよろしくお願いいたします。

(※後日、区民税ではなく国民健康保険料の還付であったと、発言された方からご連絡をいただきました。)

(参加者) 今、新型インフルエンザが警戒レベルで一向に衰えが見えないということで、これ以上警戒レベルが上がった時に、区の行政としてはどのように危機管理をしていくのか。行政に区民サービスを低下させないためには配置転換あるいは臨時的に窓口をきちんと押さえるとか、マスクをして対応す

るなど、また、保健所は行政として街中のスーパーに行ったことがあると思いますが、スーパーへ行くとてんぷら、揚げ物、焼鳥、全部フードの中にも入れず作り置きで販売しています。当然我々としてはああいう物は口にできません。スーパーは子ども、大人、年寄り、いろんな人達の雑踏の中で食品を販売しています。煮炊きする品物ならまだしも、直接口に入るものがそういう状態で販売されています。昔は食品衛生法で、フードを掛けてばい菌が付かないように扱わなければいけないと、保健所で特に注意をしていました。スーパーと行政の間でどうなっているのかわからないが、小さなお店ではお客の唾や息がかからないよう、食品衛生法に触れない方法で販売しているのに、スーパーでは堂々とむき出しで売っています。あれではマスクをしても手洗いしても、そういうものを食べれば完全に感染します。ばい菌は見えないですから知らず知らずに食べていますが、区長さんや保健所長さんはその点をどう考えているのか、指導するのかわからないのか。指導するのであれば、板橋は凄い、他ではやっていないが、きちんとケースの中に入れなさいと行政指導がされていると褒められるのではないかと思います。

(危機管理室長) 新型インフルエンザについては、当初は厚生労働省、東京都、私ども板橋区も挙げて大変発生時は大騒ぎになったのですが、その後季節性インフルエンザと同様の対応になるという国の方針が示されて、比較的対応としては落ち着いたものになったのですが、相変わらず罹患する小中学生が多い状態で、学級閉鎖や学校閉鎖が発生して猛威を振るっています。板橋区としての対応ですが、実際にインフルエンザが蔓延し、当然区役所の職員が罹ることも想定されますが、区役所を閉鎖することはできません。皆さまの生活の維持ですとかあるいは財産の保護ということで、絶対区役所の仕事を止めてはいけないところがあります。勿論ものによっては区民の皆さまにお願いをして事業を中止するものもございます。例えば大勢の方が集まるイベントなどは取り止めや、規模の縮小があるかもしれませんが、区民事務所の窓口や区役所の戸籍住民の窓口、国民健康保険の窓口などは閉鎖することは絶対できません。そういう部署では、例えば対応できる職員を1カ所に集めて対応するというような計画を、今区役所でつくっております。取り敢えず、どういう部分は必ず続けなければいけないかという計画はできていますけれども、その計画に従って万全の対応をしてもらいたいと考えております。それからマスク、消毒液等の備蓄ですが、区民の皆さん全員分という訳にはなりません、例えば通学するお子さんに急にインフルエンザの症状が出たというような場合には、マスクをお渡しできるような備蓄体制はとっておりますので、その点については少しご安心をいただきたいと考えております。いずれにしても、新型インフルエンザにつきましても今後も引き続き万全の対応をとってまいりたいと考えておまして、区を挙げて取組んでまいりたいと思います。区民の皆さまにもご協力をいただくことがあるかもしれませんが、その際は私どもも遠慮なく申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

(保健所長) スーパーでの食品の取り扱いについてですが、私どもにも食品衛生監視員がおりますので、その者が年間6千以上のお店に入りまして監視指導等をしております。定期的に行く場合もございますし、また、皆さまからこれはどうなのかというようないろいろなお話をいただいております。それにつきましても必ず現地に行きまして見たうえで指導をさせていただいております。お尋ねの件につきましても具体的に情報をいただければきちんと対応させていただきますので、スーパーにつきましても指導を徹底していきたいと思っております。少しお時間とご理解をいただきたいと思っておりますが、またご不審な点がございましたらご連絡をいただければ別途参りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(司会) それでは最後に坂本区長からご挨拶申し上げます。

(区長) 皆さま、長い時間ありがとうございました。今日は大変素晴らしい議論ができたのではないかと

思っております。お仕事の後、また、家庭でお子さんが待っているのではないかと思いますけれども、このような貴重な時間をいただき、懇談会に参加していただきましたことにまずもってお礼を申し上げます。今日の様々な議論の中で言い足りないことがたくさんあったのではないかと思いますけれども、地元の地域センター所長以下職員がおりますので、是非遠慮なくお話をいただければと思います。今日のお話でいくつかの区政に対する要望やご注文をいただきました。改めて、区政の内容についての精査を必要とすることにつきましても良く理解することができました。区政に対する我々の不手際等につきましては速やかに改善していきたいと思っております。引き続き皆さま方のご助言をお願いしたいと思っております。いずれにしましても、この仲宿地域だけに留まらない問題もございましたが、今日参加していただいた皆さま方が共通の問題として認識をしていただきました。これこそが地域を思う気持ちではないかと思ひ、我々もそういう気持ちを持ち続けながら共に改善策あるいは解決策を見出し、より良い地域の発展、あるいは区民の福祉の向上、魅力的な、きれいな、安心なまちづくり、これを是非とも実現してまいりたいと考えてございます。この実現のためには、今日お集まりの皆さま方の日頃のご協力や熱意が大変重要になってまいりました。先ほどのお話のような皆さまの取り組みにもお礼を申し上げる次第でございます。話が長くなりましたが、今日お集まりの皆さま方の益々のご健勝と、仲宿地域にお住まいの皆さま方の益々のご発展を心から祈念申し上げまして、甚だ粗辞でございますけれども、結びに当たりましてのご挨拶とさせていただきます。長時間ありがとうございました。